

## 実質化された人・農地プラン

〔注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
松崎町	江奈・桜田・那賀地区	令和4年5月23日	

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	29.6ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	15.4ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	12.2ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	9.9ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.7ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

- ・町内で最もまとまった水田が存在する地区である。
- ・今後、農地の出し手になる可能性が高い、65歳以上かつ後継者のいない人が全体の半分以上を占める。
- ・水田の大半は約5aの小規模な区画である。
- ・機械を所有する農業者の主要作業の受託が行われており、飯米農家等の負担軽減につながっている。一方で、作業受託者の受託面積拡大が難しくなっている。
- ・近年、鳥獣害被害が発生しており、深刻になると耕作意欲の低下につながる可能性がある。
- ・既に耕作を辞めている地権者が半分程度おり、地域内に規模拡大希望者がいないことから、受け手が見つからず耕作されない農地が江奈・桜田地区を中心に一部みられる。農業をやめたい及び規模縮小を希望する者も含めると6割以上を占め、荒廃農地の拡大が懸念させる。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・地域農業維持のためには中心経営体以外の耕作が必要であることから、作業受委託を活用した飯米農家の耕作を継続していく。
- ・農作業効率の向上を図るため、畦畔撤去による農地1区画の拡大化を推進する。
- ・中心経営体等の耕作が難しい農地は、荒廃化すると周囲の耕作地へ悪影響を与えることから、保全管理を実施する。これらの農地を将来的に営農へ結び付けるためには、地域外からの耕作者の参入を検討する必要がある。
- ・鳥獣被害対策は個々の農業者によって行われている。場所によって十分な対策が行われていないため、地域ぐるみでの対策を検討する必要がある。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稲	0.4	水稲	0.4	
認農	B	水稲	0.2	水稲	1	
到達	C	水稲	1.5	水稲	1.5	
到達	D	水稲	0.7	水稲	1.3	
到達	E	水稲	0.6	水稲	0.6	
到達	F	水稲	0.2	水稲	0.5	
計	6人		3.6 ha		5.3 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

担い手への農地集積

・耕作を辞めている、辞めたい、規模を縮小したいとの意向がある地権者が6割以上おり、これらの農地を担い手に集積する必要がある。また、農作業の効率化を図るため、畦畔の撤去を推進する。

農地中間管理機構の活用方針

・安定的な営農を実現するため、農地中間管理事業による貸借を推進する。

耕作者の確保

・地区内に規模拡大を希望する農業者がいないことから、地域外からの参入を検討する。

作業受委託の推進

・中心経営体以外の耕作を維持するためには農作業受託が必要であることから、作業を受託する農業者を中心経営体に位置づける。

荒廃農地対策

・地権者が高齢化が進んでおり、個々の地権者による保全管理は限界があるため、地域ぐるみでの保全管理を検討する。  
・地域ぐるみでの活動が難しい場合は、現在行っている農業委員会からの荒廃農地解消の呼びかけを継続し、農地保全の意識啓発に取り組む。

鳥獣被害防止対策の取組方針

・地域ぐるみでの鳥獣被害対策の重要性及び正しい鳥獣被害対策の方法を地域に波及するため、講習会の開催を検討する。